

第31号議案

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第七号

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「（平成十年法律第百十四号）」の下に「及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）」を加え、「交通の制限又は遮断」を「停留」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和二年特別区人事委員会規則第二号）の施行の日から適用する。

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成十二年教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後（案）	現行												
<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1545 470 1993">原因</th> <th data-bbox="422 1097 470 1545">承認を与える日又は時間は時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1545 981 1993"> 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）による停留 </td> <td data-bbox="470 1097 981 1545"> その都度必要があると認められた日又は時間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1545 981 1993">二～十四（略）</td> <td data-bbox="981 1097 981 1545">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略） 付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和二年特別区人事委員会規則第二号）の施行の日から適用する。</p>	原因	承認を与える日又は時間は時間	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）による停留	その都度必要があると認められた日又は時間	二～十四（略）	（略）	<p>第一条・第二条（略） 別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 649 470 1097">原因</th> <th data-bbox="422 208 470 649">承認を与える日又は時間は時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 649 774 1097"> 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通制限又は遮断 </td> <td data-bbox="470 208 774 649"> その都度必要があると認められた日又は時間 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 649 774 1097">二～十四（略）</td> <td data-bbox="774 208 774 649">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	原因	承認を与える日又は時間は時間	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通制限又は遮断	その都度必要があると認められた日又は時間	二～十四（略）	（略）
原因	承認を与える日又は時間は時間												
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）による停留	その都度必要があると認められた日又は時間												
二～十四（略）	（略）												
原因	承認を与える日又は時間は時間												
一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による交通制限又は遮断	その都度必要があると認められた日又は時間												
二～十四（略）	（略）												

